

労働者派遣法を派遣労働者保護法へ早期抜本改正することを求める

要 請 書

2011年11月16日

国会議員 各位

自 由 法 曹 団

東京都文京区小石川2-3-28
DIKマンション小石川201号
TEL 03-3814-3971
FAX 03-3814-2623

政府が2010年4月6日に労働者派遣法改正案を国会に提出して以来、既に2年7か月が経過しています。この間、2010年10月時点で非正社員の割合が過去最多の38.7%になり、2006年以降年収200万円以下の給与所得者が5年連続で1000万人を超えるなど、国民の貧困と格差はますますひろがっています。今年3月の東日本大震災以降、震災に便乗した派遣工や期間工の解雇、雇止めも相次いでいます。

偽装請負等の違法派遣があっても派遣先の雇用責任を否定したパナソニックPDP事件最高裁判所第二小法廷以降、パナソニック若狭事件福井地方裁判所平成23年9月14日判決、日本トムソン事件大阪高等裁判所平成23年9月30日判決など、違法派遣があっても派遣先の雇用責任も損害賠償責任も否定する地裁・高裁判決相次いでいます。これらの判決は、その理由の一つに、「労働者派遣法は取締法規であり、派遣労働者に何らかの権利・権限等を認めるということまでは認めていない。」ということをあげています。

このような事態を見る時、私たちは、「製造業派遣・登録型派遣の全面禁止」、「違法派遣の場合の派遣先による無期契約での直接雇用」、「派遣先の正社員との均等待遇」などを含む、労働者派遣法の抜本改正が早急に必要であることを痛感するものです。

私たちは、労働者派遣法改正について早急に審議入りし、派遣労働者の声を聞くなど審議を尽くし、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを強く要請するものです。

以上